

第5章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり

第1節 環境学習の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決していくのかを考えることが重要です。

また、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を深めることが必要です。

そのためには、誰もが環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要であり、その基盤となるのが環境学習です。

国においては、15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、23年6月に、協働取組の推進を法目的に追加した改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定されました。そして、24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が策定され、環境学習の取組が進められています。

また、世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」（DESD）が推進されており、この活動の最終年にあたる26年度は、愛知県においてユネスコ世界会議が開催されました。

（1）環境学習の必要性

高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちは様々な環境問題に直面してきました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や条例、協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による

水質汚濁など、都市・生活型の環境問題は、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより私たちの消費生活は拡大しましたが、その反面、廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発に伴う自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大による地球の温暖化が急速に進んでいます。世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちは、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用に伴って、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困などの問題を引き起こしています。

一方で、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

学校・家庭・地域・職場など様々な場で、環境問題を理解し、環境を守るために行動する人づくりを進めるため、環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

（２）千葉県環境学習基本方針

持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について知識として理解するだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

さらに、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

４年３月に策定した「千葉県環境学習基本方針」では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修の実施や、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

さらに、19年９月には、県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

ア 基本方針がめざすもの

基本方針は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」を目指します。

イ 環境学習推進にあたっての視点

（ア）みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

（イ）地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガ

スの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

（ウ）生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

（エ）生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

（オ）地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

（カ）環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食料、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連し合っていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいのかを考えることが必要です。

ウ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくため、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに

に、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働し、次の取組を進めます。

- ① 人材の育成と活用
- ② 情報の提供
- ③ プログラム・教材の開発
- ④ 拠点の連携と場の活用
- ⑤ 機会の提供
- ⑥ 調査研究
- ⑦ 県の率先取組

エ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

2. 県の施策展開

(1) 生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

ア 人材の育成と活用

環境について幅広い視点を持った環境保全活動・環境学習の指導者を養成することを目的に、知識を身に付けるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を開催しています。

(ア) ファシリテーター養成講座

26年度は、参加者の自発的な環境保全活動を引き出す役割を担う人材を育成するため、これまでの講座を見直し、ファシリテーターを養成する講座を開催し、18名が受講、修了しました。

(イ) 環境学習指導者養成講座「教員コース」 (環境教育指導法研修)

教員の環境学習指導技能の向上を目的に、参加体験型プログラムの体験を通し、児童・生徒の理解を深めさせる学習プログラムづくりについての講座を開催し、26年度は11名が受講、修了しました。

なお、本講座は、県教育委員会と共同で、千葉県総合教育センターを会場に開催しました。

イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、県ホームページにおいて情報の提供を行いました。

ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、分かりやすい教材の整備」を目標に、これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、「干潟で学ぶ『たいけんカード集』」等を作成してきました。また、26年度は、野外のフィールドを有する複数の施設が使える参加型の環境学習プログラムを内浦山県民の森等との協働により作成しました。

これまで作成してきた教材については、県ホームページ上で公開しているほか、環境研究センターにて貸出を行っています。

エ 拠点の連携と場の活用（環境研究センターの取組）

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置付けられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示のほか、各種企画展示や体験型学習が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の選

元を目的に以下の事業を行っています。

(ア) 環境講座の開催

環境研究センターでは、環境や環境問題の現状について関心を高め、理解を深めるため、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講できるように、環境講座を開催しています。26年度は13回開催し、357名の参加がありました。

図表 5-1-1 環境講座開催状況 (26 年度)

回数	内容	実施日
1	江戸前アサリ「わくわく」調査	7 月 26 日
2	雲とお天気つながり	8 月 7 日
3	磯体験ツアー (バスツアー)	8 月 12 日
4	PM2.5 を知る	8 月 27 日
5	環境と減災を考える	9 月 25 日
6	生物多様性と里山・里海保全活動 (バスツアー)	10 月 5 日
7	放射能を知る	10 月 28 日
8	世界と日本の水事情から持続的な水利用のありかた	11 月 16 日
9	千葉県産の天然ガスとエコライフ (バスツアー)	11 月 19 日
10	お菓子と空港の排水処理への取組み (バスツアー)	12 月 3 日
11	食と農業と6次産業と環境	12 月 17 日
12	環境にやさしいまちづくりのための熱エネルギー面的利用の必要性とその課題	1 月 20 日
13	航空機騒音	1 月 22 日

(イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている研究・調査の結果や環境ニュース等を掲載した「千葉県環境研究センター・環境だより」を26年度は2回発行しました。

また、環境学習教材として、「川の汚れ浄化ゲーム」を発行しました。

図表 5-1-2 千葉県環境研究センター・環境だより発行状況 (26 年度)

No.	特集記事
第1号 (3月30日発行)	環境研究センター市原地区の紹介
第2号 (3月30日発行)	環境研究センター稲毛地区の紹介

(ウ) 企画展の開催

センターの活動紹介や県民の方々が行う環境保全活動をパネルで紹介する企画展を平成26年度は3回開催しました。

企画展「千葉県環境研究センターの最近の研究成果」は、当センターの大気騒音振動分野、廃棄物・化学物質分野、水質環境分野、地質環境分野で実施している環境に関する調査研究の取組とその成果を分かりやすくパネルにまとめ展示しました。

企画展「千葉県の環境学習施設 ―環境について体験しながら、楽しく学ぶならココ!―」は、体験しながら、楽しく学ぶことのできる千葉県の13施設について、施設の概要と体験できる環境学習プログラムを紹介しました。また会場では、展示団体以外の環境学習施設の情報も併せて展示しました。関連イベントとして、「各施設職員による展示解説」を1回開催しました。

市民活動展「環境と樹木医―自然環境の保全に貢献する樹木医たち―」は、自然環境の保全に貢献する樹木医たちに焦点をあて、樹木(森林)の再生に取り組む樹木医の多様な活動を紹介しました。樹木医で構成する団体の会員による展示解説を1回実施しました。

図表 5-1-3 企画展開催状況 (26 年度)

期間	タイトル
5 月 19 日～22 日、5 月 23 日～6 月 30 日	千葉県環境研究センターの最近の研究成果
11 月 25 日～12 月 1 日、12 月 2 日～26 日	千葉県の環境学習施設 ―環境について体験しながら、楽しく学ぶならココ!―
3 月 5 日～11 日、3 月 12 日～27 日	環境と樹木医―自然環境の保全に貢献する樹木医たち―

(エ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて施設見学を受け入れており、26年度の利用者数は計798人でした。

(オ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町

村情報等を収集、整備し、ビデオ、CD、DVDについては希望により貸出を行っています。

書籍は、国・県関係617冊、市町村関係169冊、一般出版物1,667冊、雑誌3,565冊など計6,018冊、DVDは29タイトル、CDは68タイトル、啓発用パネルは49枚を所蔵しています。

(カ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの研究施設の一般公開を行いました。

(キ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」、「みんなで川を見てみよう（千葉県版水環境指標調査）」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

(ク) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校等への出前授業も行っています。

図表 5-1-4 環境研究センター啓発関係総括 (26年度)

項目	実績数
センター来館者数	798 名
環境講座参加者数	357 名
受入研修生	国内 7 名 海外 17 名
センターホームページアクセス数	216,869 回
蔵書数	6,018 冊
DVD・CD 数（貸出用）	97 タイトル
パネル（貸出用）	49 種類 49 枚

オ 機会の提供

(ア) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境

学習全般に分かれています。

26年度は、アドバイザー17名で33回の派遣を行い、受講生は、1,038名でした。

(イ) 千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座

地球温暖化対策の推進を図るため、県内各地域で開催される研修会や講習会などに、千葉県地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

26年度は、175回の派遣を行い、受講生は7,465名でした。（P23「地球温暖化対策の総合的推進」参照）

(ウ) 文化財探検隊

26年度、香取市、鴨川市において、地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるため「文化財探検隊」を実施しました。

(2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の中で、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動、エコキャップ回収活動や節電等の取組は、学校種にかかわらず多くの学校で実施されています。

ア 小中学校での取組

20～21年に改訂された学習指導要領により、各学校において「環境に関わる内容の一層の充実」が図られ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、横断的・総合的な取組が行われています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動（浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等）を展開している学校も少なくありません。

また、総合的な学習の時間を中心に、自分たちの住んでいる地域について、環境問題と関連させた学習を通して環境保全の意識の高揚を図る取組も多く見られます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科（公民科・理

科・家庭科など）や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。

このほか「環境学」等の環境に関する学校設定科目を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図っている学校（沼南高校）や校内のビオトープを整備して積極的に教育活動に取り入れている学校（船橋芝山高校）もあります。

（３）パートナーシップの構築に向けて

環境問題は日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

ア 環境シンポジウム千葉会議の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開することが期待されます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、27年3月末現在、48クラブ4,340人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットち

ば」を発行し、関係者全員に配布しています。

また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。26年度は、9月23日に幕張メッセ国際会議場で開催し、エコメッセ2014inちばを通じた交流会等を行いました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

ウ エコメッセちばの開催

各主体が環境問題解決のための目標と方法とともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした環境見本市を8年度から開催しており、また、24年度からは市民活動団体や事業者等の交流を深め、協働取組を促進するための環境協働創造市を同時に開催することとし、26年度は約12,000人の参加を得ました。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・市民活動団体・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身に付け主体的に行動できる人づくりを目指します。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現況	目 標
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841 人 (17 年度)	31,637 人 (26 年度)	27,000 人以上 (毎年度)

《評価》

県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数は、基準年度と比較して増加しており、今年度は目標を達成しています。

県が主催する環境学習への参加者数 (人)

講 座 等 名	17 年度 (基準年度)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	3,764	1,411	1,707	2,266	1,038
県民環境講座	255	456	237	236	125	—※3
空に親しむ啓発事業	537	223	175	327	—※2	—※2
水生生物による水質調査	637	507	414	582	452	424
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	5,071	4,430	4,009	3,692	4,524
自然観察会	877	820	781	734	889	1,427
探鳥会	83	36	16	16	3	44
環境研究センターでの啓発事業	329	682	628	387	325	—※3
体験型環境講座	77	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1
こども環境講座	126	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1
こどもエコクラブ登録者数	3,239	3,198	2,683	1,442	905	4,340
エコメッセ	6,600	10,500	12,000	12,000	10,200	12,000
環境講座	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	375
温暖化防止活動推進員出前講座受講者数	—※4	—※4	—※4	—※4	—※4	7,465
合 計	16,841	25,257	22,775	21,440	18,857	31,637

※1 20 年度で事業廃止

※2 24 年度で事業廃止

※3 県民環境講座及び環境研究センターでの啓発事業は、26 年度から環境講座として実施、また、環境講座にはファシリテーターを養成する講座の受講者を含む

※4 26 年度から集計に追加

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に、26年度に行ったアンケート調査によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の24.4%に留まっており、環境問題への関心の高さにもかかわらず、実際の活動への参加には、十分結び付いていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*ISO14001・*エコアクション21の認証取得や*企業の社会的責任（CSR）として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とは言えない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとは言えません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

（1）環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年（1990年）に比べ、2011年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生（家庭系・事業系）部門の伸び率がそれぞれ57.7%、81.1%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

ア 環境マネジメントシステムの普及状況

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は、8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、（公財）日本適合性認定協会によると、27年3月末現在で20,152件となっています。

そのうち、県内の認証取得件数は、522件となっています。

なお、環境マネジメントシステム規格には、ISO14001のほかに、環境省が策定したエコアクション21（県内認証取得件数：27年3月末143件）や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

イ 県自らの取組

（ア）千葉県庁エコオフィスプラン

県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を、19年3月には、第2次計画とし

て、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第2次）～」を策定し、取組の推進に努めてきました。

これまでの実績を踏まえて、25年3月に第3次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第3次）～」を策定し、引き続き取組の推進に努めています。

○目標

温室効果ガス削減の目標の目標として、二酸化炭素排出量を22年度（294,150 t）に比べ、32年度までに8%削減する。

○取組の推進と点検・評価

取組の推進に当たり、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図る。

（イ）県の環境マネジメントシステム

県では、県民や事業者環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して13年4月よりISO14001による環境マネジメントシステムを運用し、日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めるとともに、システムのPDCAサイクルにより継続的改善を図ってきました。

25年度からは、ISO14001によらない形として、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、引き続き、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進しています。

ウ その他の取組

上記取組のほか、公共施設でのESCO事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

（P25「再生可能エネルギーの導入促進等」
「県自らの率先行動の推進」参照）

（2）環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに

国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境週間」に、平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

（ア）千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスターの作成、啓発を行ってきました。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。なお、27年度分（26年度募集）からは、ポスター作品のみ募集することとしています。

（イ）環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、昭和52年度から環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として、さらに、昭和56年度からは地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者としてそれぞれ表彰していましたが、20年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

イ 千葉県環境大使による活動

21年8月、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、講演や清掃活動に参加いただき、精力的に活動していただいています。

ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいます。相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、県民活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

（ア）ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、各主体の連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を（一財）千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、市民活動団体の千葉県内における環境の保全、生物多様性の保全等の活動を公募し、助成を実施しています。（P195「県民の環境活動への助成」参照）

（イ）各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

また、多様な主体の連携・協働の促進にも取り組んでいます。

22年度から市民活動団体と様々な主体が連携して地域社会の課題解決に取り組む先駆的な連携事例を表彰する「ちばコラボ大賞」を実施しています。

26年度は12件の応募があり、環境関連分野からは3件のエントリーがありました。このうち被災地において古道の整備や観光遊歩道の清掃等により復旧・復興と観光振興に取り組んだ「復興観光―被災から花と緑いっぱいのまちづくり―」（旭市）、駅周辺の清掃や防犯活動により地域住民の多世代交流を促進した「緑が丘クリーンプロジェクト―地域の清掃から安心・安全な街を目指して―」（八千代市）がそれぞれ大賞として表彰されました。

また、市町村と市民活動団体との協働を一層促進するため、市町村からの協働についての相談に対し専門家の派遣を行う「市町村と市民活動団体との連携促進事業」を実施しています。

26年度は「ちばコラボ大賞」表彰事例となった旭市の協働事業「花と緑で旭を元気にするプロジェクト」に対しアドバイザーを派遣しました。

エ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。（P186「パートナーシップの構築に向けて」参照）

（3）環境に配慮した事業活動の促進

ア 千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）融資制度

（ア）概要

県では、中小企業者等が行う環境保全のための取組に対し、必要な資金を融資しています。

なお、21年度まで実施していた「千葉県中小企業環境保全施設整備資金」について、制度の見直しを図り、22年度から「千葉県中小企業振

興資金」に統合し、その中に環境保全資金を創設しました。

また、26年度までは融資対象事業の認定と併せて利子補給も行っていましたが、27年度から、利子補給については終了することとし、融資対象事業の認定のみとしました。

27年4月現在の融資対象、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1 融資対象・融資条件等 (27 年 4 月 現在)

融資対象	以下の13事業 ①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染対策 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止施設 ⑥悪臭防除 ⑦化学物質等汚染防止 ⑧アスベスト除去工事 ⑨地球温暖化防止 ⑩自動車環境対策 ⑪環境管理システム認証 ⑫容器包装廃棄物再商品化装置 ⑬敷地緑化
融資条件等	・融資限度額 1 中小企業者等当たり 5,000 万円 ・融資利率 融資期間により利率が異なる 3 年以下 年 1.6%、3 年超 5 年以下 年 1.8% 5 年超 7 年以下 年 2.0%、7 年超 年 2.2% ・融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内（土壌汚染の除去、アスベスト除去、建築物の屋上・壁面の緑化に限る） ・償還方法 割賦償還（据置期間 1 年以内）

（イ）利用状況

26年度は地球温暖化防止施設（太陽光発電設備）等28件に対し融資を行い、融資総額は424,360千円でした。（図表5-2-2）

図表 5-2-2 中小企業振興資金(環境保全資金)融資利用状況

(融資額の単位：千円)

区分 年度		低公害車等	地球温暖化防止施設	その他	計
24	融資件数	—	7	—	7
	融資額	—	85,665	—	85,665
25	融資件数	3	14	—	17
	融資額	61,120	235,100	—	296,220
26	融資件数	11	17	—	28
	融資額	156,390	267,970	—	424,360

イ 環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）

（ア）制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして、9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）を創設しています。

対象とする環境新技術は、公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適用可能な技術としています。

対象者は民間の事業者であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

（イ）制度の運用

共同研究については、27年3月までに、廃棄物のガス化溶融技術、溶融スラグの石材化技術、畜産堆肥のセメント製造過程での利用技術など7件を実施しました。

公開試験については、光触媒による大気浄化新技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術について実施されています。

ウ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援する人材を配置しています。

また、中小企業による新たなビジネスモデルの構築、市場開拓等の支援の一環として、20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

（４）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報を分かりやすく提供するように努めています。（P 203「環境情報の提供」参照）

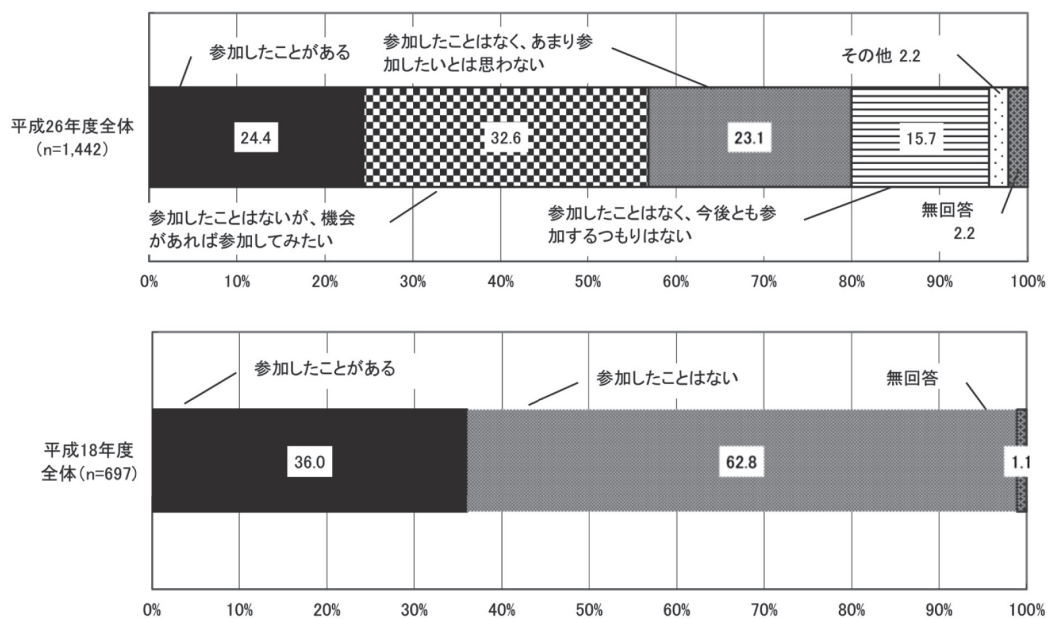
3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現 況	目 標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 （アンケート調査による）	36.0% (18年度)	24.4% (26年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 (18年度)	665 (26年度)	1,000 (30年度)

《評価》

環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、基準年度と比べて減少しています。一方、ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数は、基準年度と比べて増加し、目標に近づいています。

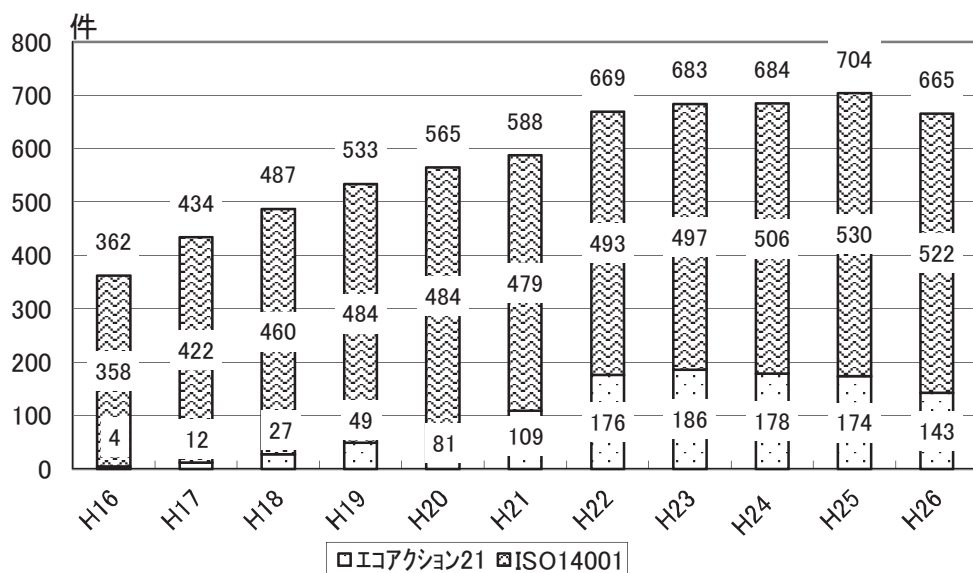
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H26：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率48.1%）

ISO14001 またはエコアクション21 の認証取得事業件数



第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

県民及び事業者の皆様の支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも認知されているとは言えず、助成事業も時世に合わない点が見られることから見直しを行い、基金の運営については22年度途中から、助成事業については24年度実施分から、各々新体制に移行しました。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の
年度別助成実績

○ 23 年度まで (単位：千円)

事業名 年度	NPO 環境活動助成 事業	市町村 による 戦略的 自然再生事業	負の遺産 対策事業	なのはなエコ プロジェクト	環境再生に係る普及啓発等 事業	合計
14	3,504	—	—	215	—	3,719
15	4,424	—	13,179	231	—	17,834
16	2,426	9,186	16,083	421	—	28,116
17	2,209	5,177	10,471	541	—	18,398
18	3,139	6,024	0	580	—	9,743
19	1,656	8,074	0	623	—	10,353
20	1,976	2,566	0	794	—	5,336
21	3,030	2,760	13,781	1,308	3,448	24,327
22	1,900	10,572	15,349	516	2,835	31,172
23	1,189	5,761	14,319	271	3,286	24,826
計	25,453	50,120	83,182	5,500	9,569	173,824

○ 24 年度以降 (単位：千円)

事業名 年度	県民の 環境活動 支援事業	提案型環境 再生事業	負の遺産 対策事業	合計
24	1,845	11,464	1,721	15,029
25	1,448	9,364	26へ繰越	10,812
26	1,642	9,109	80,273	91,024

なお、助成については再び見直し、27年度実施分から一部新体制に移行する予定です。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

2. 施策の展開

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりにともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、(一財)千葉県環境財団に設置しています。

また、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

さらに、推進委員会の中に2つの部会を設置し、主に助成事業に係る審査、検討を行っています。

(2) 啓発・募金活動の推進

620万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

26年度における募金額は、399件で、6百万円となっており、基金設置からの募金は27年3月31日現在6,443件で、総額11億9千9百万円となっています。なお、募金額及び事業費については、各々30年度末までの累計目標額を30億円としています。(図表5-3-2)

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位：千円)

年度	件数	金額
13	30	2,992
14	422	521,623
15	466	560,463
16	655	7,643
17	603	7,719
18	582	8,380
19	584	26,738
20	573	11,907
21	516	12,491
22	441	11,245
23	369	8,337
24	419	7,294
25	384	6,176
26	399	5,820
合計	6,443	1,198,827

(3) 県民の環境活動への助成

県民自らの手で千葉県の高貴な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、県民団体の千葉県内における「環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止対策、省資源・リサイクル」の活動に対して公募による助成（事業費の2分の1以内で、50万円を上限。）を、24年度から開始しました。

26年度は10事業に対して助成を行いました。

(4) 提案型環境再生事業への助成

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する提案型環境再生事業を支援するため、市町村等の「環境保全、生物多様性保全、地球温暖化防止、省資源・リサイクル活動、県民の意識の向上」などの環境上の課題の解決を目的とし、県、市町村及び地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する事業へ助成（事業費の2分の1以内で、1,000万円を上限。）を、24年度から開始しました。

26年度は6事業に対して助成を行いました。

(5) 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っています。

26年度は、25年度から継続している1事業に対して助成を行いました。

(6) 地域経済と地域振興への貢献

県民の環境活動への助成、提案型環境再生事業への助成及び負の遺産対策への助成を通じて、地域間の交流促進等に貢献しています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8百万円 (18年度末までの累計)	11億9千9百万円 (26年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	2億9千1百万円 (26年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)

《評価》

募金総額、助成事業費ともに基準年度に比べ増加していますが、目標の金額とは大きな隔たりがあります。

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結び付いています。

このため、環境問題を考えるに当たっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に、首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

(2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調の下で問題の解決に取り組んでいかなければなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知

識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入れや職員の海外派遣、県内市民活動団体と連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流の中でも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していく中で、国や

県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

2. 県の施策展開

(1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

ア 九都県市による取組

九都県市では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン（P23「国や他自治体と連携した啓発」参照）、自動車排ガス対策（P111「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照）、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量

化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における26年度の主な取組は、図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

主な取組	概 要
環境分野における国際協力	JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受入れを実施
節電及び地球温暖化防止キャンペーン	各都県市が省エネ・節電に率先して取り組むとともに、公共施設、鉄道車両等へのポスター掲出やホームページを活用した普及啓発を実施
再生可能エネルギーの導入促進	太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催したほか、太陽熱利用 P R 動画を活用し、Youtube 冒頭動画広告の配信やチラシの作成・配布による普及啓発を実施
首都圏における水素社会の実現に向けた取組	新たに「水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議」を設置し、水素に係る理解を深めるためのパンフレットを作成し、イベント等を活用して配布
ディーゼル車対策	一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施
エコドライブの普及	関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、リーフレット等を活用した普及啓発活動を実施
低公害車の普及	九都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施
東京湾水質一斉調査	141 機関・団体が参加し、海域、河川など計 689 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査
3R 普及促進事業	食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携して普及啓発活動を実施
容器包装発生抑制の推進	「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上、容器包装減量化商品の購入促進を図るため、小売事業者等と連携して普及啓発活動を実施。
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム 30 と共同した一斉路上調査の実施。

イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の10都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題につ

いて、意見交換や調査研究が行われています。

26年度は、ガソリンペーパー対策の推進や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しなどをテーマに意見交換を行い、国に対する各都県からの要望をとりまとめました。

(2) 国際的な取組の推進

26年度は、東南アジア諸国を中心に53人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の水質汚濁防止対策等を紹介しました。

また、JICA草の根技術協力事業等を活用し、水環境分野において、ラオス・ビエンチャン都へ県職員を派遣しました。(図表5-4-2)

図表 5-4-2 平成 26 年度研修生受入状況等

事業名	事業概要
イラク製油所環境管理 (JICA 事業)	15 名の研修生を受け入れ、大気情報管理システムの視察を行った。
JICA 草の根技術協力事業 ラオス・ビエンチャン都水環境改善事業	ラオス国ビエンチャン都天然環境資源局を対象として、水環境の改善を支援し、千葉県の実験やノウハウを伝えるため 6 名の研修生を受け入れた。
国際協力・途上国支援事業 (JICA 青年研修事業)	九都県市首脳会議の事業として研修員を受け入れ、千葉県は、湖沼水質保全対策についての講義と現地視察を 1 日担当した。ミャンマーから 15 名の研修員を受け入れ、日本及び地方自治体が 取り組む環境改善に向けた施策等の知識を得て、自国の環境分野における問題 解決を助けるため、研修を実施した。
自治体職員等研修受入協力交流事業 コソボ共和国行政職員の研修受入	コソボ共和国から受け入れた研修員 1 名を対象に、環境関係各課による講義や県内工場等の視察、環境研究センターの施設見学を行った。
韓国慶尚北道保健環境研究院視察	韓国慶尚北道保健環境研究院及び同国保健所職員 16 名を対象に、環境研究センターにおいて、PM2.5 や環境放射能関係の施設見学を行った。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現況	目 標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18 年度)	ディーゼル自動車運行規制の合同検査や、九都県市による地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (26 年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6 回 89 人 (平成 14～18 年度の間の年平均値)	5 回 53 人 (26 年度)	増加させます (毎年度)

《評価》

九都県市が連携して、ディーゼル自動車運行規制の合同検査や地球温暖化防止キャンペーンなどを実施しました。

県が受け入れた環境分野での海外からの研修生の受入については、回数・人数ともに基準年度を下回っています。